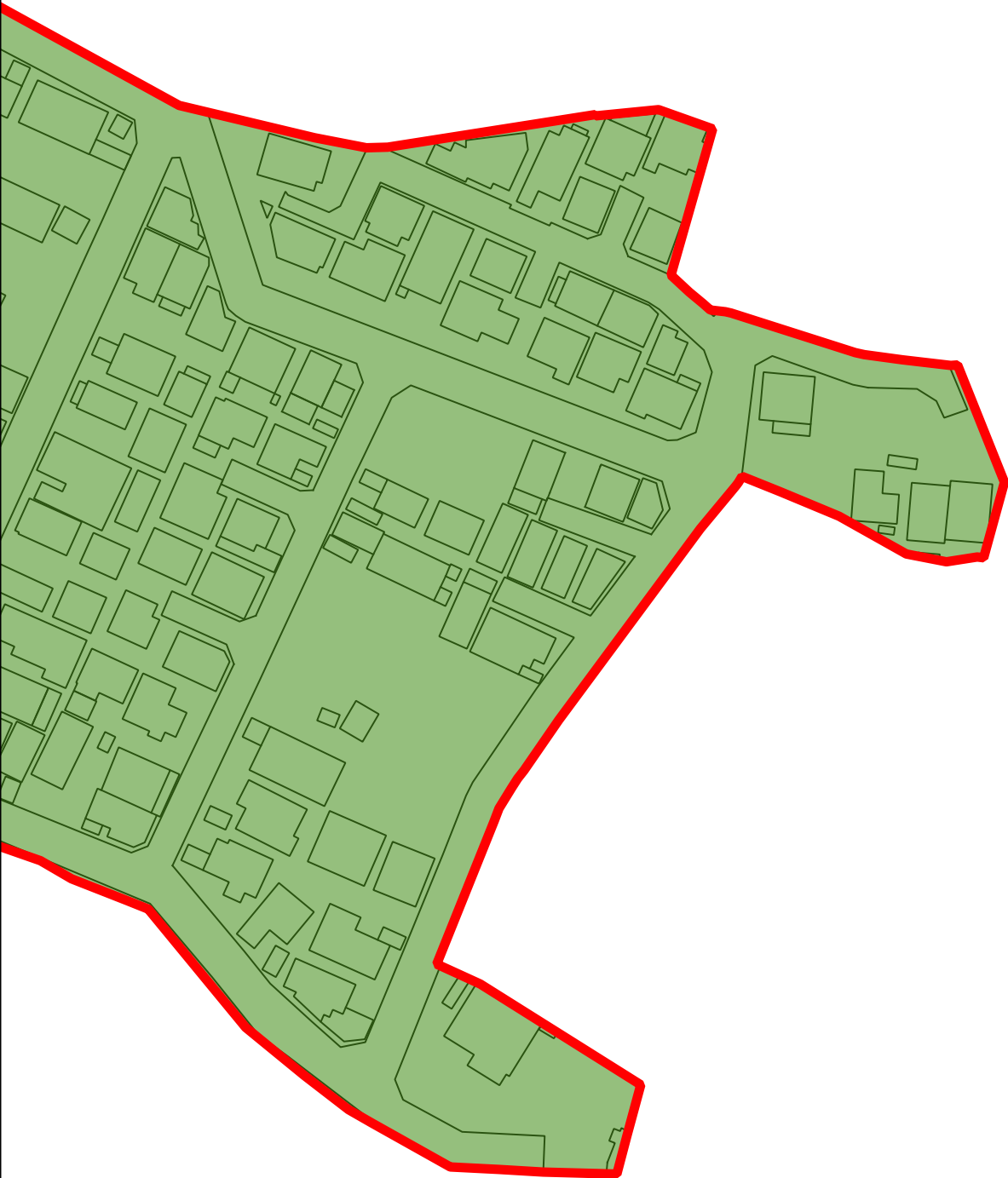




注意

(1) 市街化区域の境界(線引きライン)については、明示申請をしてください。
(2) 本資料は、地図作成上の誤差が含まれています。
(3) 本資料は、都市計画に関する(用途地域境界等)にのみ利用してください。
(4) 本資料によって発生する直接又は間接の損失及び損害等については高知市は一切負いません

S = 1:1,000

0 5 10 15 20 25 m

《凡例》	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域	工業地域
	第一種中高層住居専用地域	第二種住居地域	商業地域	工業専用地域
	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	準工業地域	市街化区域の境界